

君津市第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1 業 務 名

君津市第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

2 期 間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月30日（火）まで

3 目 的

本業務は、現行の君津市第9期介護保険事業計画、君津市高齢者保健福祉計画の評価・分析、高齢者保健福祉及び介護保険制度等をめぐる今日の環境の変化及び日常生活圏域における住民ニーズの調査の実施と集計・分析による地域の特性・実情の把握などを踏まえて、在宅医療・介護連携等の取組みの推進など、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けての中長期的な視野に立った施策の展開を網羅した、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする新たな第10期介護保険事業計画（介護保険法第117条）を策定することを目的とする。

なお、計画作成に当たっては、君津市総合計画、千葉県高齢者保健福祉計画、千葉県保健医療計画、君津市地域福祉計画・君津市地域福祉活動計画、その他、高齢者の保健、医療、福祉、居住に関する事項等を定めた関連する諸計画との調整を図るものとする。

4 用語の意義

本仕様書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 甲 君津市をいう。
- (2) 乙 受託者をいう。
- (3) 管理責任者等 本業務に従事する管理責任者及び担当者をいう。
- (4) 第9期計画 令和6年度から令和8年度を計画期間として、甲が作成した第9期介護保険事業計画をいう。
- (5) 第10期計画 令和9年度から令和11年度を計画期間として、甲が作成する第10期介護保険事業計画をいう。
- (6) 保険料 第1号被保険者介護保険料をいう。

5 業務の体制

乙は本業務の遂行に当たって、管理責任者等を選任し、甲の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

また、管理責任者等は、老人福祉計画、介護保険事業計画等の高齢者福祉分野における計画作成業務、総合計画及び健康増進計画に関する知識を十分に有する者とする。

6 業務内容

乙は、次に掲げる業務を実施する。

【令和7年度】

(1) 実態調査（アンケート）の実施及び分析結果報告書の作成

別表に掲げる実態調査を実施し、分析結果報告書を作成する。

なお、乙が実施する業務内容については、次のアからオまで及び別表に掲げるとおりとする。また、発送・回収に係る費用（作業費・郵便料等）は、すべて委託料に含まれるものとする。

ア 調査対象者

甲が選定した者とする。

イ 調査票の設計・印刷及び封入・封緘業務

(ア) 調査票の設計及び印刷

乙は、別表に掲げる調査票の設計に係る提案及び印刷を行う。

調査票の設計に当たっては、厚生労働省から示される調査項目モデルを基本に、本市独自の調査項目を加えたものとし、甲と別途、業務の目的を達成するために必要な内容等を協議するとともに、調査対象者にわかり易いレイアウトとすること。

(イ) 封筒の作成

乙は、送付用封筒（角2サイズ 料金後納郵便対応）、回収用封筒（長3サイズ 料金受取人払い対応）を作成する。

(ウ) 宛名シールの作成又は提供

乙は、宛名シール（マイクロソフト・ワード又はエクセル形式による印字に対応したもの）を用意し、甲へ提供する。甲は宛名シールに調査対象者の住所、氏名等の印字を行った後、乙へ提供する。

(エ) 調査票の封入・封緘業務

ウ 調査票の発送・回収

調査票の発送は、乙が実施し、調査期間は調査票の発送から1か月程度とする。（回収率は70%以上を想定。）郵便に係る料金後納手続き及び料金受取人払い手続きを行う場合は、乙が行うものとする。

アンケートの返信は、君津市役所宛てとし、回収された調査票は甲から乙へ受渡しを行う。郵送等による受渡しを希望する場合、その料金は乙が負担するものとする。

エ 調査結果入力・集計・分析業務

乙は、甲から引渡しを受けた調査票から調査結果の集計・分析を行い、必要に応じて単純集計、クロス集計、要因分析、グラフ化等を行い、日常生活圏域ごとにどのようなニーズがどの程度存在するか、特徴や状況、必要となる介護サービスなどの状況が把握できるようにすること。

なお、乙は、分析に当たっては、厚生労働省から示される集計分析ソフトや、地域包括ケア「見える化」システム等を活用するものとし、分析結果を甲に提供するとともに、分析過程を甲に対し十分説明を行い、意見交換を行うこと。

また、乙は、上記分析を行うにあたって、事前にアンケート調査結果について、地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式にデータ加工を行い、データ投入について支援を行うこと。

オ 分析結果報告書の作成及び納品

乙は、上記調査の分析結果報告書（紙媒体（1部）及び電子媒体（文書データはマイクロソフト・ワード形式、数値データはマイクロソフト・エクセル形式））を作成し、甲に納品するものとする。

【令和8年度】

(1) 第10期計画作成に係る現状把握・分析、課題整理及び資料作成等

ア 地域の概況等、高齢者等の実態・現況の把握

乙は、第10期計画の作成にあたり、次に掲げる事項を把握するものとする。

(ア) 地域の概況等の把握

- ・基礎的条件、保健・医療・福祉の現況把握
- ・高齢者福祉及び介護保険事業等に関する動向整理
- ・上位計画及び関連計画の把握

(イ) 高齢者等の実態・現況の把握

- ・人口の現状、特性及び動向（人口構造、高齢化率の推移、人口動態等）
- ・高齢者のいる世帯状況（居住の状況、就業の状況等）
- ・高齢者等の受診状況及び疾病状況
- ・高齢者の疾病と要介護状態になった原因

イ 介護保険事業の実績・現状の評価分析と今後の施策の方向性の検討

乙は、甲が提供する介護給付費実績データ等により、日常生活圏域ごと、要介護度ごと等の給付サービス等の分析を行い、令和7年度の調査結果と併せて、日常生活圏域ごとの特徴、状況及び今後必要となるサービス等が把握できるよう利用実績の分析・評価を行う。

なお、分析・評価にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較すること等により、本市の介護保険事業の特徴の把握をすること。

ウ 高齢者保健福祉事業（保健・介護予防・地域支援事業・生きがい対策等）の現状・評価・分析と今後の施策の方向性の検討

乙は、第9期計画期間における本市の保健、介護予防・地域支援事業、生きがい対策等、高齢者保健福祉事業の検証・分析を行い、中長期的な視野に立った高齢者保健福祉事業のあり方を検討する。

エ 介護保険制度・高齢者保健福祉をめぐる制度改正の動向把握と課題整理

乙は、介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、厚生労働省の関連資料等を収集し、第10期計画作成に当たっての前提条件と基本的課題を整理する。

オ 本市の高齢者保健福祉事業や介護保険事業等の実施状況の把握・評価と課題整理

乙は、第9期計画期間における本市の高齢者保健福祉事業や介護保険事業等の取り組み状況について、中間的な検証を行い、日常生活圏域ごとに、今後の課題を整理する。

カ 第10期計画作成検討に係る基本資料の作成について

乙は、アからオまでの分析結果等をまとめ、第10期計画作成に当たっての前提条件と、基本的課題、今後の施策の展開に向けた必要となる事項を整理した資料（紙媒体（1部）及び電子媒体（マイクロソフト・ワード形式））を作成し、甲に提供するものとする。

乙は、資料の作成にあたっては、次に掲げる事項を踏まえたうえで、分析結

果を甲に提供するとともに、分析過程を甲に対し十分説明を行い、意見交換を行うこと。

(ア) 第9期計画及び君津市高齢者保健福祉計画における各種事業の取り組み状況

(イ) 介護保険給付統計のとりまとめと計画数値

(2) 人口及び被保険者数、要介護認定者数等の推計

乙は、甲が提供する人口、被保険者数、要介護認定者の推移等の実績データにより、厚生労働省が示す目標年度における事業量を見込むための基礎指標の推計（令和9年度から令和11年度及び令和22年度）を、市全域及び日常生活圏域ごとに行う。

ア 人口の推計

イ 被保険者数の推計

ウ 要介護者認定者数等の推計

エ 認知症高齢者数の推計

オ ひとり暮らし高齢者数の推計

カ 必要となる介護人材の数の推計

(3) 介護保険サービス等の利用見込量の算出とその達成方策の検討

ア 乙は、厚生労働省から示される介護保険サービス量等の推計手順に基づき、令和9年度から令和11年度及び令和22年度の介護保険サービス量等を推計し、これを踏まえ令和9年度から令和11年度及び令和22年度の介護保険サービスの利用見込量（市全域、日常生活圏域ごとのサービス別の必要量、供給量、施設数等）を算出する。

イ 上記の目的達成のための具体的方策を検討する。

(4) 介護保険サービス費用・給付額・保険料の算出

乙は、厚生労働省から示される算出方法に基づき、令和9年度から令和11年度の各種サービス費用、保険料等の算出を行う。

ア 介護保険サービス費用及び給付費用

- ・ 居宅サービス費
- ・ 介護予防サービス費
- ・ 施設サービス費
- ・ 地域密着型サービス費
- ・ 地域支援事業費
- ・ 市独自施策に係る費用

イ 保険料の算出

- ・ 令和 9 年度から令和 11 年度の標準給付費及び地域支援事業費見込額
- ・ 調整交付金見込額
- ・ 財政安定化基金拠出金
- ・ 保険料収納必要額
- ・ 保険料賦課総額
- ・ 保険料基準月額

ウ 保険料改定の検討

- ・ 保険料階層区分改定の検討
- ・ 階層別保険料の検討

エ その他必要と認められる事項

(5) 自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組み及び目標設定の検討

(6) 第 10 期計画の評価方法の検討

乙は、介護保険サービスの資質向上、介護予防、地域支援事業等の充実が図られるよう第 10 期計画の進行管理を円滑に行うための評価方法や体制について検討する。

(7) 第 10 期計画の基本理念、地域像、重点事業の明確化とサービス体制、計画推進体制及び方向性等の検討

乙は、(1)から(6)までの調査結果、現状や評価・分析等を踏まえ、「第 10 期介護保険事業計画」の基本理念や地域像の明確化、介護保険サービスの目標達成のための施策の展開、計画推進体制及び方向性について検討する。

(8) 第 10 期計画骨子案、素案の作成

ア 乙は、(1)から(7)までの将来推計や検討結果を踏まえ、「君津市介護保険運営協議会」の意見を反映させた「第 10 期介護保険事業計画」の骨子案、素案を段階的に作成し、甲に電子媒体（マイクロソフト・ワード形式）で提供すること。

イ 計画書の作成に当たっては、厚生労働省から示される基本指針や改正後の介護保険関係法令との整合性及び第 9 期計画、君津市高齢者保健福祉計画、千葉県高齢者保健福祉計画等の諸計画との調和を踏まえたものとする。

(9) 計画作成に関する作業日程及び助言、情報提供等

ア 乙は、国・県のスケジュールを踏まえた事務作業の日程表と作業内容、調査・

検討項目等について、甲に提出すること。

イ 乙は、介護保険運営協議会及び検討委員会の進め方、資料の調整等について助言を行うとともに、必要に応じて別途資料を作成し、会議へ出席すること（４回程度）。

ウ 乙は、本計画の策定に関する情報及び介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規則等）に関する国・県・他市町村の情報を甲に適宜提供し、アドバイス等の支援を行うこと。

(10) 計画書の印刷製本等

乙は、計画書案の決定後、「第１０期介護保険事業計画」本編の印刷製本（全１００頁程度・１５０部、Ａ４版一色刷り、表紙レザック）を行い納品するとともに、本編及び概要版の電子媒体（マイクロソフト・ワード形式）及び概要版の印刷見本３部を納品する。

7 成 果 品

乙は、本仕様書中６【令和７年度】(1)及び【令和８年度】(10)に掲げる成果品を、次の期日までに納品すること。

なお、納品された成果品の著作権については、甲に帰属するものとする。

(1) 実態調査（アンケート）に係る分析結果報告書

令和８年３月２５日（水）

(2) ア 「第１０期介護保険事業計画」の本編

（全１００頁程度・１５０部、Ａ４版一色刷り、表紙レザック）

イ 本編及び概要版の電子媒体（マイクロソフト・ワード形式）

ウ 概要版の印刷見本３部

令和９年３月３０日（火）

8 作業の進捗状況報告等

管理責任者等は、月１回以上の頻度で甲に対し、本業務の進捗状況の報告若しくは必要な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ内容については、その都度、乙が書面（打ち合わせ記録簿等）に記録し、相互に確認の上、甲に提出するものとする。

9 個人情報の取扱い

乙は、個人情報の取扱いについて「個人情報取扱特記事項」及びその他関係法令等を遵守して業務を行うものとする。

10 その他の事項

- (1) 本仕様書に定めない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙で協議の上、決定するものとする。
- (2) 乙は、本業務により知り得たデータを本業務目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 乙は、成果品に誤り等が発見された場合は、業務完了後であっても速やかに訂正・補足、その他必要な措置を講じなければならない。

別表

調査種別	調査対象 件数	調査 方法	対象者の 選定方法	調査票の 設計・印刷	封筒作成	宛名シール 作成	封入 ・封緘	発送	回収	集計	分析	調査対象者
在宅介護実態調査	約 1,300 件	郵送	抽出	○	○	×	○	○	×	○	○	在宅で生活をしている要 支援・要介護認定を受けて いる方のうち、更新（区分 変更）申請をした者と家族 等介護者
介護予防・日常生 活圏域ニーズ調査	約 3,000 件	郵送	抽出	○	○	×	○	○	×	○	○	65 歳以上で要介護 1 ～ 5 以外の者
在宅生活改善調査	約 40 件	メールで の配布・ 回収	悉皆	○	×	×	×	×	×	○	○	市内介護サービス事業者
居所変更実態調査	約 40 件	メールで の配布・ 回収	悉皆	○	×	×	×	×	×	○	○	市内介護サービス事業者
介護人材実態調査	約 150 件	メールで の配布・ 回収	悉皆	○	×	×	×	×	×	○	○	市内介護サービス事業者

※表中、×印の項目については、甲が実施することとする。

※調査方法「メールでの配布・回収」については、乙がエクセルの調査票を作成し、甲が介護サービス事業者にメールで発送。事業者から甲宛に返信してもらい、集計・分析は乙が行うことを想定。ただし、電子フォーム等で調査を代替できる場合は、それも可とする。

※各種調査の最終的な調査対象件数については、甲と乙が協議の上、最終決定するものとする。